

◎特別障害者手当 障害程度認定基準（聴覚障害）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>第三 特別障害者手当の個別基準</p> <p>1 令第1条第2項第1号に該当する障害 令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 聴覚障害 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ア 聴力レベルは、オージオメータ（JIS規格又はこれに準ずるオージオメータ）によって測定するものとする。 <u>ただし、聴覚の障害により、障害年金を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳も取得していない者に対し、令第1条第2項第1号に該当する診断を行う場合には、オージオメータによる検査に加えて、ABR検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。</u></p> <p>イ (略) <u>(削除)</u></p> <p>ウ <u>聴覚の障害により、障害年金を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳も取得していない者に対し、令第1条第2項第1号に該当する場合は、オージオメータによる検査結果のほか、ABR検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 令第1条第2項第2号に該当する障害 令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの</p>	<p>別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>第三 特別障害者手当の個別基準</p> <p>1 令第1条第2項第1号に該当する障害 令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 聴覚障害 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ア 聴力レベルは、オージオメータ（JIS規格又はこれに準ずるオージオメータ）によって測定するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>当分の間、昭和57年8月14日改定前の旧JIS規格のオージオメータを使用してさしつかえないが、この測定値は聴力損失といって聴力レベルより低いデシベル値を示すので、500、1000、2000ヘルツの純音に対する聴力損失（デシベル値）をa、b、cとした場合、次の算式により聴力レベル（デシベル値）に換算した数値とする。</u></p> $\frac{a+2b+c}{4}$ <p><u>なお、この場合、a、b、cのうちいずれか1又は2が測定不能のとき（90デシベルの音も聴取できない場合）は当該部分のデシベル値を95デシベルとし、上記算式に計上し、聴力レベルを算定する。</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 令第1条第2項第2号に該当する障害 令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(2) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの</p>

1	(略)
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3～11	(略)

前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。

ア (略)

イ 第2号について

聴力レベルの測定については、1の(2)のア (ただし書を除く。)、イ及びウによること。

以下 (略)

1	(略)
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3～11	(略)

前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。

ア (略)

イ 第2号について

聴力レベルの測定については、1の(2)のア からウによること。

以下 (略)